

**愛荘町役場への東近江市民による
電話での同和地区問い合わせ
差別事件真相報告集会**

と き：2008年3月25日（火）
午後7時

ところ：愛荘町立ハーティーセンター秦荘
大ホール

愛荘町役場への東近江市民による電話での
同和地区問い合わせ差別事件真相報告集会実行委員会

愛 人 第 31 号
平成 20 年(2008 年)2 月 4 日

部落解放同盟滋賀県連合会
委員長 建 部 五 郎 様

愛荘町長 村 西 俊 雄

愛荘町役場への東近江市民による電話での同和地区差別問い合わせ事件見解書

はじめに

『同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関する課題であり、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり同時に国民的課題である』と、同和对策審議会答申で指摘されています。本町においては、この答申の精神を踏まえ、部落差別は命にも関わる重大な問題であると認識し、同和問題の解決を最重要課題として今日まで取り組みを進めてまいりました。

そして、今日までの部落差別の解消の取り組みを進める中で、同和問題をはじめとしたあらゆる差別の解消に向けた取り組みを推進していくため、平成 19 年に人権が尊重されるまちづくりの実現に向けた「愛荘町人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

そうした取り組みを進めている中で、平成 19 年 8 月 16 日に、愛荘町への東近江市民による電話での同和地区差別問い合わせがあり、非常に残念なことであります。

今回の同和地区を問い合わせた行為は、部落差別行為であり、全く遺憾であります。今もなお、部落差別が存在し予断と偏見による、部落差別意識が根強く持たれていると認識しました。

事件の概要

1、発生状況

発生日時	平成 19 年 8 月 16 日 (木) 午後 7 時 25 分～29 分の約 4 分間
発生場所	愛荘町役場愛知川庁舎 宿直室
発言者	電話の着信履歴により 東近江市〇〇町 〇〇〇〇 (氏名)
対応者	愛荘町役場 宿直者

2、電話の内容・経過

- ・男性の声で「〇〇 (地名) は同和地区か」と尋ねる電話があった。
- ・どちらの方かと尋ねると「八日市〇〇町の〇〇 (氏のみ)」と答えた。
- ・下の名前も教えてほしいというと言うと「私も同和地区や、どうか聞き

ただけ」と答えた。

- ・ 「このお電話の内容は問題ですが」と再び氏名を尋ねると「どうか聞いていただけ、あかん事はわかっている」と言い電話を切った。
- ・ 着信履歴により固定電話であり電話帳に記載されていることを確認する。
- ・ 電話を受けた宿直者は、「電話内容は人権に関わる問題である」と判断して、人権政策課職員に報告した。職員 ⇒ 課長・主監 ⇒ 総務主監・本部長

調査への概要

本差別問い合わせ事件について、愛荘町の宿直者は、事の重大性を判断して、即日人権政策課に連絡をし、翌日17日（金）に庁内会議を行い愛知郡協議会に報告するとともに、着信履歴で東近江市民と確信したため同日東近江市役所人権政策課に連絡をしました。19日（日）にNPO法人えち福祉ひとづくり実行委員会主催のホームヘルパー2級養成講習会の場で、愛知郡協議会および部落解放同盟滋賀県連合会に口頭で報告し、速やかに文書で県連を含めた関係機関に報告することを指示されました。

行政・教育・運動団体（財）滋賀県解放県民センターで取りまとめた「差別事件の取り組みについて」のマニュアルでは、事象・事件が起こった場合は、速やかに関係機関に連絡して、第1回対策会議を開催することとなっていますが関係機関に速報をしたものの文書報告が8月30日と遅くなりました。

しかし、このような事象・事件が2町にまたがるケースも近年には無く、本町の認識不足から関係団体が情報を共有し、同一歩調で進めることが出来ませんでした。マニュアルの存在が風化していたことで、皆様に大変ご迷惑をおかけいたしました。

また、第1回対策会議（平成19年9月21日愛荘町で開催）が開催されるまで、東近江市が単独に、8月17日に事実確認なされた後、同月の22・23・28日と3回の聞き取りが実施されました。

このことは、マニュアルに基づく事象の対応について、これが乱れたことは反省すべき課題と認識しております。

第1回対策会議で、本事件の名称は「愛荘町役場への東近江市民による電話での同和地区差別問い合わせ事件」と決まりました。また、あらためて東近江市・愛荘町合同で聞き取り調査を実施することが確認され、10月4日には、東近江市と愛荘町合同による聞き取りを行いました。

第2回対策会議（平成19年12月26日東近江市愛東支所で）を開催いたしました。内容として東近江市から合同の聞き取りの報告がなされ、その中で対策会議の出席者の指摘があり、発言者の反省文が提示されました。そして学習会の開催についても対策会議の中で確認がされました。

この事件について、2回にわたる対策会議や問い合わせ者の自宅による聴き取り調査におきまして、事件の要因・背景を確認・整理すべく取り組んでまいりました。

その結果、問い合わせ者が東近江市民であり、なぜこのような電話をしたのか、また、なぜ住所や名前を偽ったのか、合同の聞き取りにおいても返答が乏しく（質問に

対して「もう忘れた」、「よう解らん」)、またテレビ放映を見て25年前のことを思い出し電話をした経緯など詳細に渡る質問には、本人が健康障がいを訴える中で十分な聞き取りができず、問い合わせの要因・背景を十分確認することができなかつたことにつきましては、非常に残念であります。

問題点

- ① 今回の同和地区の問い合わせに関して、「同和地区を知ってどうしようという意図や目的はなかった」と言っているが、25年ほど前に八日市公共職業安定所の外で、人が「〇〇(地名)は同和地区」、「八日市の〇〇(地名)の〇〇(氏のみ)」という会話を耳にした時の事が強く印象に残っていることや、「人が聞いてもあきれられるようなことを言うてやばったでな」、「その時のことが焼きついた」、「知らん人が聞いたら一般の人を脅しているような感じにとれる」と言っている事から、同和地区に対する偏見や潜在的な差別意識があったと考えられる。

また、今回のような同和地区を問い合わせる行為や、同和地区の人の名前を騙ることによって、多くの人々が傷つくようなことは差別行為であり、重大な人権侵害である。

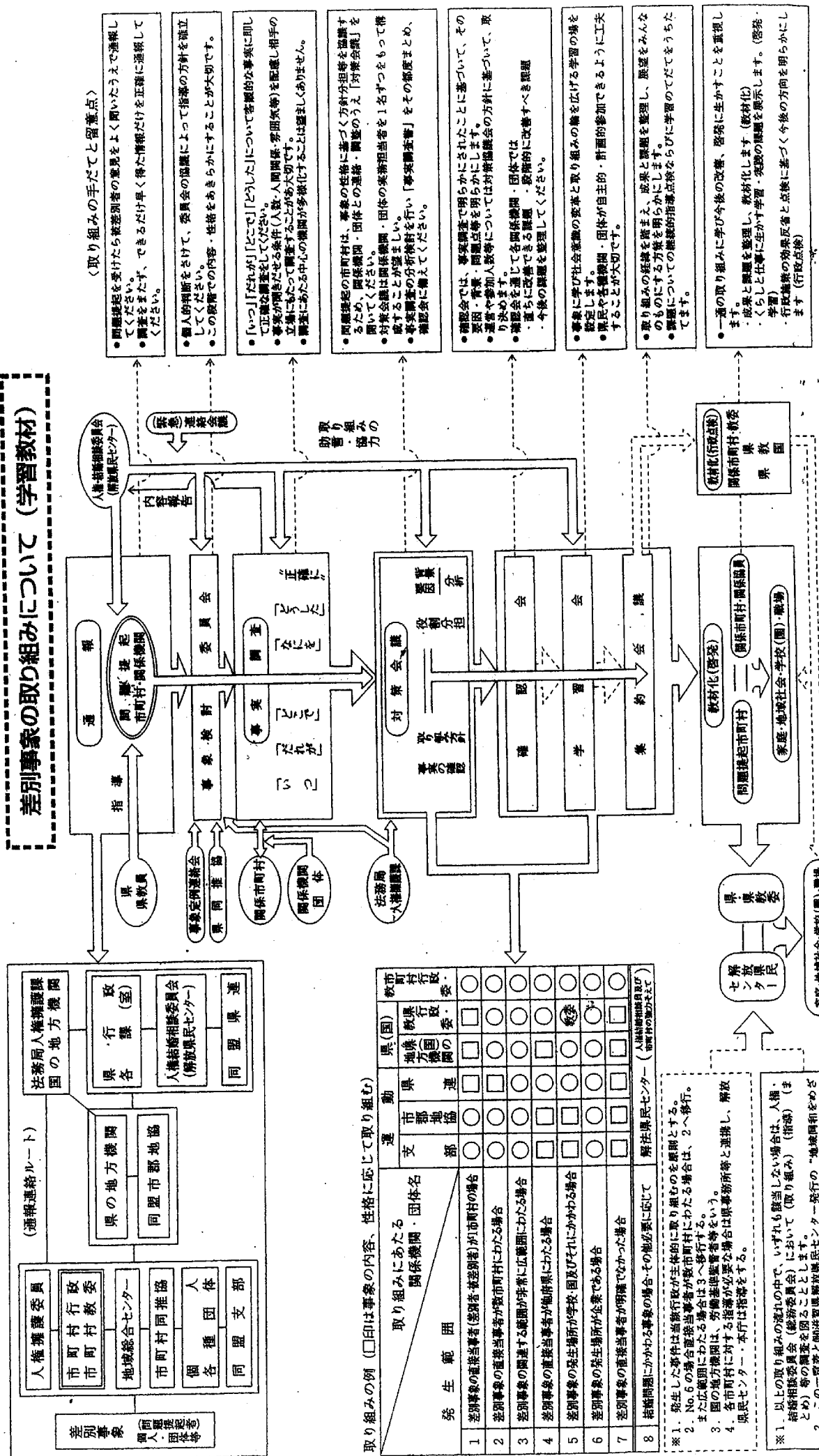
- ② 聞き取りの調査の中で、地域の人権研修には以前から度々参加していると言っているが、研修に参加し学習してきたにもかかわらず、同和地区を問い合わせる行為をしたことに関しては、その研修や啓発が地域住民の実践に生かされていない。

今後の取り組み・啓発について

今後は、3月25日の真相報告会等を契機として差別性を明らかにすると共に、町全体で、個人はもとよりそれぞれの立場(地域・職場等)において、なお一層同和問題解決に向けた研修会、学習会等の取り組みを進めてまいります。

3. 差別事象・事件の取り組み

① 財団法人滋賀県解法市民センター（現：財団法人滋賀県人権センター）



差別事象の取り組みについて（学習教材）

- ＜取り組みの手だてと留意点＞
- 問題提起を受けた被差別者の意見をよく聞いたうえで通報してください。
 - 調査を怠らず、できるだけ早く得た情報だけを正確に連絡してください。
 - 個人の判断をさけて、委員会の協議によって指導の方針を確立してください。
 - この段階での内容・性格をあきらかにすることが大切です。
 - 「いつ」「どこで」「どうした」について客観的な事実を即して正確な調査をしてください。
 - 事象が調査できる条件（人数・人間関係・雰囲気等）を配慮し相手の立場にもたって調査することが大切です。
 - 調査にあたる中心の機関が多岐化する場合は望ましくありません。
 - 問題提起の市町村は、事象の性格に基づく方針調整を協議するため、関係機関・団体との連絡・調整のうえ「対策会議」を開催してください。
 - 対策会議は関係機関・団体の実務担当者1名ずつをもって構成することが望ましい。
 - 対策会議の分析検討を行い「事実調査書」をその都度まとめ、関係機関に届けてください。
 - 対策会議では、事実調査で明らかにされたことに基づいて、その要因・背景・問題点を明らかにします。
 - 運営や参加人数等については対策協議会の方針に基づいて、取り決めをします。
 - 対策会議を通じて各関係機関・団体では、直ちに改善できる課題・段階的に改善すべき課題・今後の課題を整理してください。
 - 事象に学び社会意識の変革と取り組みの輪を広げる学習の場を設定します。
 - 県民や各関係機関・団体が自主的・計画的に参加できるように工夫することが大切です。
 - 取り組みの経緯を踏まえ、成果と課題を整理し、展望をみんなのものにする方針を明らかにします。
 - 課題についての継続的指導点検ならびに学習のたてをうちたてていきます。
 - 一通の取り組みに学び今後の改善、啓発に生かすことを重視します。
 - 成果と課題を整理し、教材化します（教材化）
 - くらしと仕事に生かす学習・実践の取組を提示します。（啓発学習）
 - 行政機構の効率的な点検に基づく今後の方向を明らかにします（行政点検）

取り組みの例（□印は事象の内容、性格に応じて取り組み）

発生範囲	取り組みにあたる関係機関・団体名							
	支	部	連	県	国	教	市	町
1 差別事象の直接当事者が差別形が市町村の場合	○	○	○	○	○	○	○	○
2 差別事象の直接当事者が市町村にわたる場合	○	○	○	○	○	○	○	○
3 差別事象の関連する機関が非常に広範囲にわたる場合	○	○	○	○	○	○	○	○
4 差別事象の直接当事者が地味県にわたる場合	○	○	○	○	○	○	○	○
5 差別事象の発生場所が学校・国及びそれにかかわる場合	○	○	○	○	○	○	○	○
6 差別事象の発生場所が企業である場合	○	○	○	○	○	○	○	○
7 差別事象の直接当事者が明確でなかった場合	○	○	○	○	○	○	○	○
8 結構問題にかかわる事象の場合、その他必要に応じて	○	○	○	○	○	○	○	○

※1. 発生した事件は当該行政が主体的に取り組みを要する。人権・結婚相談委員会（総務委員会）において（取り組み）（指導）（まとめ）等の調査を要することとする。

※2. No.6の場合直接当事者が市町村にわたる場合は、2へ移行。また広範囲にわたる場合は3へ移行する。

※3. 国の地方機関は、労働基準監督署等を用いる。

※4. 各市町村に対する指導が必要な場合は民事事務所等と連携し、解法市民センター、本行は指導をする。

※1. 以上の取り組みの流れの中で、いずれも該当しない場合は、人権・結婚相談委員会（総務委員会）において（取り組み）（指導）（まとめ）等の調査を要することとする。

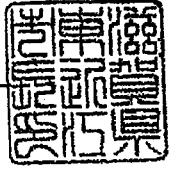
※2. この一環として解法市民センター一斉の「地域関係者めぐり」を実施し、関係機関・団体との連携を図る。

※3. 「人権の友」（滋賀県）の留意点として、但し市町村段階における行政と関係（市）機関・団体の自主的・主体的な取り組みを基本としていく。

東人権第 111 号
平成20年2月15日

部落解放同盟滋賀県連合会
委員長 建部 五郎 様

東近江市長 中村 功



東近江市民による同和地区問い合わせ問題にかかる見解について

日頃は、人権尊重のまちづくりの推進に、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第1回及び第2回の対策会議において、本市の考え方を申しあげてきたところですが、別紙により本市の見解をまとめましたので、送付させていただきます。

東近江市民による同和地区問い合わせ問題にかかる見解

1. はじめに

あらゆる差別をなくし市民一人ひとりが人権意識を高め、日常生活の中でお互いの存在をかけがえのないものとして認め合える東近江市を築くため、昨年、人権尊重のまちづくり条例を制定し、課題解決にむけて一層の推進を図ってきたところであります。

こうした中、下記のような事案が発生し、あなた様をはじめ地域住民のみならず並びに関係の各位にご心労を煩わせましたことにつきまして、大変申し訳なく思っております。

以下、その概要並びに見解などを申しあげます。

2. 概 要

(1) 発生の状況

1) 日 時 平成19年8月16日(木) 午後7時25分～29分

2) 場所及び対応者 愛荘町役場愛知川庁舎への電話 (宿直) 愛荘町職員

3) 電話の内容

- ・男性の声で「〇〇は同和地区か」と尋ねる電話があった。
- ・どちらの方かと何度か尋ねると「八日市〇〇町の△△」と答えられた。
- ・下の名前も教えてほしいと言うと「私も同和地区や、どうか聞いてほしいだけ」と答えられた。
- ・「このお電話の内容は問題ですが」と再び氏名を尋ねると「どうか聞いてほしいだけ、あかん事はわかってる」と言い電話を切られた。

4) 電話の着信履歴による発信人

東近江市〇〇町在住の Y 氏 (S28生、現在一人暮らし)

(2) 聞き取りから (8/17、22、23、28及び10/4 [愛荘町と共同])

上記のような内容の電話をかけた事実について、自分がかけたことに間違いないと1回目の聞き取りから話され、以後の聞き取りについても素直に応じてくれました。

電話当日、びわ湖放送が放映している人権問題・同和問題のスポット放送を思い出し、その時、20年～25年ほど前に当時の八日市公共職業安定所を訪れ、外の自転車置き場で3～4人の人が話している会話をそばで聞いた場面の記憶がふと蘇ってきたようです。その会話とは、同和地区の人たち同士が同和問題の話をしているようであって、その折に、「愛知川の〇〇は地区」「八日市の〇〇町の△△」「わしも同和」とかいう言葉を耳に

したようです。

なぜ、このような電話をしたのかについては、記憶の中の「愛知川の〇〇は地区」が本当かどうかどうしても知りたくなり、役場に聞いてしまったということでありました。聞き取りの中で、「愛知川の〇〇」については、「場所も知らない」「知った人もいない」「尋ねてほしいとの依頼もない」とのことでありました。また、知ってどうしようということも感じられませんでした。

「八日市の△△」と発言したことについては、「どちらの方が」と当直者に何度か名前を聞かれたことや、やや強い口調で尋ねられたため、このようなことを聞くことは悪いことかなと思ひ受話器を下ろそうとしたが、同和地区同士なら教えてくれるかな、ととっさに以前の職業安定所で耳にした名前が出てきたとのことでありました。

なお電話をしたその時は、役場は同和対策事業をしているところであり教えてくれるかな、と思ったということでありました。

3. 見 解

差別とは、ある集団、あるいはその集団に属する人を、社会的に不当に不平等な扱いや不利な状態にすることであり、意識面からは優越感と蔑視のまなざしを持って見ることであります。そして、上記のような認識の上に立って、具体的な事象が差別であるかどうかを判断する場合、事象の具体的な内容がどのようなものかというだけでなく、誰が誰に対して、何を、どのような目的で、どのような方法によって具体的な事象を発生させたのかによって、同様の事柄であっても差別であると認識される場合とそうでない場合が存在します。また、何を差別ととらえるかについての判断は、社会や時代とともに変化してきており、時代の社会的水準を踏まえつつ客観的に判断される必要があります。

そこで、こうした観点から次の2点のそれぞれについて、本市の見解を申しあげます。

(1) 同和地区かどうかを問い合わせた件について

同和地区かどうかを聞き出し、その情報にもとづいて差別行為を行った、あるいは客観的に見てその情報を差別行為に使うことが明確な場合は差別だといえますが、本事案は、20年～25年前の出来事を思い出し、その疑問をはらそうとして同和地区かどうかを知ろうとしたのであって、そこに差別行為を行う要素を感じ取ることはできませんでした。したがって、この件について差別とは言えないと考えます。

(2) 同和地区などをかたった件について

「名前は」との何度かの問いに、答えに窮して他人の名前を使ってしま

ったことは、人としてのモラル（道徳）の問題として非難されるべきことですが、このことによって特定の人や地域を「蔑視した」とか「差別した」とは言えず、かたりの中に同和地区への差別的なまなざしを感じ取ることができませんでした。したがって、この件についても差別とは言えないと考えます。

4. 今後の取り組み

本人は体が悪く、現在、十分に仕事が出来ない状態であり、母親は特別養護老人ホームに入居されていることから、一人暮らしが続いています。また、友人も少なく、家を訪ねてくる人もいないと言っています。

今後、様々な機関と連携しながら、本人の就労意欲の喚起や、地域活動への参加を促していきたいと考えております。

5. おわりに

同和問題は確かに存在しており、その解決に向けて努力を重ねてまいり所存でございますが、この事案については、上記のとおり本市として差別であると判断するには至りませんでしたので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお今後とも、人権尊重のまちづくりという大切な施策の推進のため、ご支援をお願い申し上げます。

愛荘町役場への東近江市民による電話での同和地区差別問い合わせ
事件について

平成20年(2008年)2月7日

滋 賀 県

はじめに

同和問題は憲法が保障する基本的人権の侵害にかかる深刻かつ重大な社会問題であり、わが国における重要な課題である。

県では、同和問題の解決が真の民主社会を確立するうえでの重要な課題であり、この解決は行政の責務であるとの認識に立ち、特別法失効後においても、関係諸施策の積極的な推進に努めてきたところである。

しかしながら、今回の事件は、東近江市民が愛荘町役場に対して同和地区の問い合わせを行ったもので、この行為は差別行為であり、部落差別意識の助長・拡散や、重大な人権侵害につながるおそれのある行為である。

県では、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めるための県民啓発を積極的に行ってきただけに、こうした差別事件が発生したことは、誠に遺憾である。

1. 事件の概要

- ①発生時期 平成19年(2007年)8月16日 午後7時25分～29分
- ②発生場所 愛荘町役場愛知川庁舎 宿直室
- ③発言者 東近江市民 Y氏
- ④関係者 愛荘町役場 宿直者 K課長補佐
- ⑤内容 (〇〇、□□・・・地名、△△・・・名字)

- (1) 愛荘町役場に男性から「〇〇は同和地区か」と尋ねる電話があった。
- (2) 宿直者がどちらの方かと尋ねると、男性は「八日市□□町の△△」と答えた。
- (3) 宿直者が下の名前も教えてほしいと言うと、男性は「私も同和地区や、どうかが聞きたいだけ」と答えた。
- (4) 宿直者が「この電話の内容は問題ですが」と再び氏名を尋ねると、男性は「どうかが聞きたいだけ、あかん事はわかつ

てる」と言い、電話を切った。

- (5) 電話着信履歴およびその後の聞き取り調査により、発言者が東近江市在住のY氏であることが判明した。

2. Y氏への聞き取り調査の概要

Y氏が同和地区問い合わせの電話をした事実確認や問い合わせに至った要因・背景の聞き取りについては、第一回対策会議(H19.9.21)までに東近江市職員が4回実施している。また、第一回対策会議の結果を踏まえて、平成19年10月4日に東近江市・愛荘町職員合同での第5回目の聞き取り調査を実施している。

聞き取り調査の概要は、下記のとおりである。

○なぜこのような電話をしたか。

- ・25年ほど前に八日市公共職業安定所の外で、同和地区の人たち同士が「愛知川の〇〇は地区」「八日市の□□町の△△」「わしも同和」という話をしているのを耳にし、印象に残っていた。
- ・自宅でびわ湖放送の人権問題のスポット放送を見て、25年ほど前のことがふと思い出され、気がかりになり、愛荘町役場に「愛荘町〇〇が同和地区かどうか」を電話で聞いた。
- ・気にかかると、どうしても知りたくなる性格・習性であることから聞いてしまったが、同和地区かどうかを知ってどうしようという意図や目的はなかった。

○なぜ人の名前（八日市□□町の△△）を騙ったのか。

- ・役場の人から名前を聞かれ、同和地区どうしなら教えてくれるかと思い、25年前に聞いた名前をつい名乗ってしまった。
- ・役場の人から「この電話の内容は問題ですが」と言われ、「これは聞いたらあかんこと、悪いこと」と思い、電話を切った。

Y氏は何年か前から体調が悪く、現在就労できない状況にある。また、母が特別養護老人ホームに入所し、ひとり暮らしであることなどから、聞き取り調査は今回の問い合わせ事件の要因・背景に迫るまでの取り組みに至っていない。

3. 問題点

- ① Y氏は、今回の同和地区問い合わせに関して、「差別の意図や意識はなかった」と否定しているが、聞き取り調査の中で、25年ほど前に八日市の職業安定所の外で聞いた話の内容は定かではないが、「人が聞いててもあきれられるようなことを言うてやあったでな。・・・その時のことが焼きついたある。・・・知らん人が聞いたら一般の人を脅しているような感じにとれる」と言っていることや、同和地区の人の名前を騙っていることから、Y氏に同和地区に対する偏見や潜在的な差別意識があったと窺える。

Y氏の記憶が曖昧になってきていることや病状への配慮が必要であることから、これ以上の聞き取り調査は実施できない状況であり、意識の中の差別性について、明らかにするまでには至らなかった。

しかしながら、たとえ差別の意図や意識がなかったとしても、今回のように同和地区かどうかを問い合わせること、同和地区の人の名前を騙ることは差別行為であり、重大な人権侵害を引き起こすおそれのある行為で、決して許されるものではない。

- ② Y氏は聞き取り調査の中で、地域の人権研修には以前から度々参加していると言っている。このように研修に参加し、学習してきたにも関わらず、Y氏が同和地区の問い合わせをしたことは、各種の研修・啓発が県民の実践に生かされていないと言わざるを得ない。

- ③ Y氏は聞き取り調査の中で、県が制作・放映するテレビスポット番組を見たことを、同和地区を問い合わせた動機としているが、県は従前より啓発番組の制作にあたっては、受け手側の県民の方々に誤解を生じることのないよう、微細にわたり内容を慎重に吟味しているところであり、今年度の啓発番組の内容に問題はないものと考えている。

県の県民啓発については、通年啓発事業や啓発強調月間における集中した取り組みを通じて、県民の理解と実践を機会あるごとに訴えている。こうした取り組みの結果、同和問題をはじめとする人権問題に対する県民の理解と認識が深まりつつあるものの、こうした差別事件が発生したことは、人権尊重の意識と実践が十分育っていなかったと言わざるを得ず、憂慮すべき問題であると認識している。

4. 今後の取り組み

県民啓発について

今なお残る予断と偏見による差別意識の解消を図るため、県民が同和問題を正しく理解し、その解決は自らの課題であるとの意識を持って、差別をなくす実践が促されるような啓発活動を一層積極的に推進する。

具体的には、テレビ・ラジオ・新聞・広報誌・インターネット等をはじめ、様々な啓発媒体の活用を図ることや、啓発イベントの開催、啓発冊子・視聴覚教材の作成など、あらゆる機会を通じて差別の不合理性と人権意識を高めることの必要性を訴え、県民の心に浸透する啓発をねばり強く実施していく。マスメディアを活用した啓発事業の実施や啓発資料の制作にあたっては、誤解の生じることのないような明確でわかりやすい表現とするよう、さらに一層努める。

なお、このような啓発活動が地域により密着し、より効果的なものになるように、市町における啓発活動と連携を図りながら、同和問題をはじめとする人権問題に関する県民意識の向上に努める。

愛荘町役場への東近江市民による電話での

同和地区差別問い合わせ事件糾弾要綱

2008年3月25日

部落解放同盟滋賀県連合会

〔はじめに〕

今年の世界人権宣言が国連で採択されてから60年と言う節目の年です。

基本的人権の確立と平和の実現を目指したこの『宣言』は世界各国での憲法や様々な法律として具体化してきました。

しかし、憲法や法律が制定されても生活の中で基本的人権の確立や平和が実現されているとは言えません。

今、私たちが生活している社会においても、行政書士などが職務上の地位を利用して不正に戸籍謄本などを取得し調査会社に横流しする事件が多発しています。横流しを受けた戸籍謄本などを使って調査会社は結婚・採用などの身元調査を請負い利益を上げていると言う現実があります。

同様に、不動産業者による同和地区かどうかと言う問い合わせ差別事件も県内だけでなく全国的に多発している現実もあります。

また、岐阜県内に本社のある一部上場企業が採用内定者に家族調書の記入を求めると共に本籍地を地番まで記入させると言う30年以上前に逆戻りしたような事件も県内の高校生の提起によって明らかになりました。

このように、今、生きている社会において『生まれた地域』や『住んでいる地域』が差別の対象になるという社会意識が厳然として存在していることを現しています。

私たちは、この事実をしっかりと受け止めて、このような社会意識を生み出している社会システムをどのように変革していくかが問われています。

世界人権宣言を宣言に終わらせること無く私たちの生活の中に具現化するために行政・企業・市民の協働した取り組みが今ほど重要なときはありません。

〔事件の概要〕

2007年8月16日午後7時25分、愛荘町役場愛知川庁舎宿直室に男性の声で『○○〔地名〕は同和地区か』と尋ねる電話があった。

対応した職員はどちらの方ですかと尋ねると『八日市市○○町の○○〔人名〕』と答えた。さらに名前も教えてほしいという『私も同和地区や。同和地区かどうか聞きたいだけや』と返答。

職員が『電話の内容は問題である』というとともに再度名前を尋ねると『同和地区かどうか聞きたいだけ、あかんことはわかっている』といって、一方的に電話を切った。

電話で対応した愛荘町職員は重要な問題と判断し電話でのやり取りの経過を町人権担当課に報告した。

その後の調べで、差別問い合わせを行った男性は東近江市内に在住していること。また、電話でいった『八日市市〇〇町の〇〇』という住所も名前もウソであり『私も同和地区や』と同和地区住民であると言っていたがこのこともウソであることが判明した。

〔今回の発言の差別性〕

〔1〕同和地区を問い合わせることは差別である。

部落差別(同和問題)の特徴は徳川幕藩体制化の中で確立されてきた身分制度と住んでいる土地が一体となって形勢されてきた歴史があります。

その結果、部落〔同和地区〕で生まれたり、住んでいることによって結婚差別や就職差別など様々な差別を受けることが部落差別〔同和問題〕です。

ですから戸籍制度が確立していく中で旧身分が判明できるような仕掛けがされていたり〔壬申戸籍〕、全国の部落の地名・戸数・職業などを記載した差別図書『部落地名総鑑』などがひそかに企業などに販売されるという事件が発生するのです。

全国水平社創立以来、部落解放運動は一貫して身分制度と土地にかかわる社会制度の改革のために闘い続けてきました。

戸籍制度においては壬申戸籍を廃止するとともに戸籍の公開を制限する取り組みを推し進めてきました。また、企業が採用にかかわって使用していた社用紙に本籍地や生育地など身元調査につながる項目が数多くあることから統一応募用紙の取り組みを進め応募書類から本籍地や生育地、家族構成、家族の職業などの項目を削除させると共にJIS規格履歴書からも同様の項目を削除させました。

仏教界においても長年、身元調査に利用されてきた各寺院の過去帳についても部落解放同盟と宗教界との取り組みの中で身元調査お断り運動の前進と過去帳の公開制限が行われるようになりました。

しかし、このような取り組みにもかかわらず不動産業者による『土地問い合わせ差別事件』や行政書士などによる戸籍の不正取得と調査会社・興信所への横流し事件、更に東証一部上場企業という大手企業においても本籍地を地番まで書かせる『社用紙』を使用するという事件が後を絶っていません。

また、最近の情報化社会を反映してインターネットで被差別部落の地名が流されたり、フロッピーディスクに記録した部落地名総鑑が発見される事件も明らかになりました。

このように被差別部落を排除したり、忌避したりする部落差別が今も厳然と存在していることが分かります。

県行政は不動産業者による土地問い合わせ差別事件を契機に2006年4月1日付けで『滋賀県宅地建物取引業における人権問題に関する指針』策定公表しました。

この指針の中で宅地建物取引業者の責務として『取引物件の所在地が同和地区であるかな

いか、または、同和地区を校区に含むかどうか等について、調査および報告ならびに教示をしないこととする。』と明確に同和地区の問い合わせ行為を差別行為として禁止することを明記しました。

このような、現実の差別の実態を踏まえるならば明確な差別をするしないの意思があるかないかは関係なく同和地区を調べたり、教えたり、表示することは差別であり許されない行為です。また、今回の事件では、問い合わせをした男性は愛荘町役場職員とのやり取りで名前を聞かれたとき『八日市市〇〇町の〇〇〔人名〕』と答え、さらに『私も同和地区や。同和地区かどうか聞きたいだけ。』『あかんことは分かっている』と発言しています。同様に第2回対策会議では東近江市行政が提出を渋っていた、この男性が書いたとされる反省文が出席者の強い要請で提出されました。その反省文の中でも『同和地区を問い合わせるといふ悪いことをした』というように書いています。また、その後の調査で明らかになったように同和地区住民でもないにもかかわらず同和地区住民を名乗り同和地区かどうかを執拗に職員から聞き出そうという行為は明確な差別行為です。

ただし、部落差別を解決すると言う明確な目的のもとに行われる行為は差別ではないことはいままでもないことです。〔部落差別を解決するための同和地区実態調査など〕

〔2〕『同和地区』住民を騙ることは差別でありエセ同和行為である。

電話をかけた男性は、愛荘町役場職員とのやり取りで名前を聞かれたとき『八日市市〇〇町の〇〇〔人名〕』と答え、さらに『私も同和地区や。同和地区かどうか聞きたいだけ。』『あかんことは分かっている』と発言しています。

愛荘町行政が事件発覚後に調査した結果、電話をかけた男性は同和地区住民でも、〇〇という名前でもないことが判明しました。

このように同和地区住民でもないのに同和地区住民を騙り不当な要求を行うことを『エセ同和行為』と言います。『エセ同和行為』は部落問題の解決に逆行する犯罪行為であり差別行為です。

このような同和地区住民を騙る差別事件は今日まで数多く発生しています。その背景には『同和地区なら無茶をやる』『集団で押しかけてくる』『かかわったら大変な目にあう』など同和地区は『怖い』『かかわりたくない』という差別意識や忌避意識が社会意識として空気を吸うかのごとく存在しているからです。

愛荘町でも過去にごみの廃棄を注意された人に対して『〇〇町〔同和地区名〕の者や』と言ったところ注意した人も〇〇町の人だったため問い詰められ〇〇町を騙ったことを認めると言う差別事件も発生しています。

〔東近江市行政の問題点〕

東近江市行政は、今回の同和地区問い合わせ差別事件を差別事件ではないと見解の中で述べています。

そこで、この東近江市行政の見解に対する問題点を明らかにしておきます。

〔1〕 現実の差別の実態を過少評価していること。

東近江市の見解は、今日の厳しい差別の現実を直視せず、差別に苦しんでいる人々の想いに近づこうとしない姿勢が現われています。

インターネット上では、県内はもとより全国の被差別部落の地名が実名や当て字などを使って流され続けています。あるいは県内の被差別部落の公営住宅や改良住宅を写真にとり流すと言う事件も最近判明しました。

行政書士による戸籍等の不正取得と興信所・調査会社への横流し事件も後を絶ちません。さらに、不動産業者による同和地区間い合わせ差別事件も大津市内の不動産業者に続いて大阪に本社のある大手不動産会社が草津市役所へ同和地区かどうか教えてほしいと言う問い合わせ差別事件が昨年発生しています。

このように、現実には発生している部落差別の厳しい現実と差別に苦しんでいる人々の想いや願いを理解しようとしません。

〔2〕 差別の基準は時代とともに変化すること。

東近江市の見解では『何を差別ととらえるかについての判断は、社会や時代とともに変化してきており、時代の社会的水準を踏まえつつ客観的に判断される必要があります』と明確に述べています。問題は今日の人権に関する『時代の社会水準』を東近江市行政が認識していないことが問題です。

就職差別という具体的な事例で説明すれば①本籍地や出生地などを調べてそれをもとに不採用にした場合差別である。②本籍地や出生地などを調べたり記入させたりすることは差別である。〔統一応募用紙の制定。JIS規格履歴書からの本籍欄の削除など〕。③職業安定法の改正により『法第5条の4』と『大臣指針』によって本籍地や出生地などの個人情報収集することは法違反〔刑事罰の対象となる犯罪行為〕であり統一応募用紙も法的に認知された。このように、①から③へと変化し今日では法律違反〔犯罪行為〕というところまで到達している。このことは自然に変化したのではなく多くの行政・教育関係者・運動の多大な取り組みによって作り出された就職差別撤の大きな流れによるものである。まさに時代とともに就職差別の概念は時代とともに変化しているのである。

東近江市行政は改めて今日の時代における人権水準を学ぶ必要があります。

〔3〕 部落差別は特定の個人や地域だけを差別するのではなく全国の被差別部落や被差別部落住民を差別すること。

見解書ではまた次のように差別を規定しています。『事象の具体的内容がどのようなものかというだけでなく、誰が誰に対して、何を、どのように目的で、どのような方法によって具体的な事象を発生させたかによって差別と認識する場合とそうでない場合がある』と規定している。このことは間違っていないが重大な点が欠落しています。

多くの人権問題は個人に対して対しての差別と同時に被差別者全体に対する差別でもあります。一人の女性に対する差別は世界中の女性に対する差別でもあり、一人の障害者に対する差別は世界の障害者に対する差別でもあり、一人の被差別部落住民の差別は全国の被差別部落の人々に対する差別であることです。

また、特定の個人に対する差別だけでなくその人が属している被差別の集団に対する差別行為も存在します。『障害者は〇〇』『女性は〇〇』『部落のものは〇〇』と否定的に表現したり発言したり排除する行為は特定の個人をさしては行ってはいませんが被差別の集団全体に対する明らかな差別です。

このように、東近江市行政の見解は差別がどのような仕組みでこの社会に存在しているのかを無視した見解と言わざるを得ません。

〔4〕本人に差別する意思がなければ差別ではないということ。

東近江市の見解では『そこに差別行為を行う要素を感じ取ることがなかったので差別とは言えない』と断定しています。端的に言えば本人に差別する意図がないから差別事件ではないと言っています。

このことは長年にわたる部落解放運動や同和行政の取り組みの歴史や教訓から何も学んでいないことを物語っています。

戦後の同和行政のモデルとなった京都市のオールロマンス差別事件は当時の京都市長をはじめとした京都市行政を差別行政と位置付けました。それは、京都市行政が意図のあるなしに関係なく被差別部落の劣悪な状況を見ようとしないうで放置し市民の差別意識を再生産させていたからです。

また、過去に『〇〇は特殊部落のようだ』『土農工商〇〇』という差別発言を政治家・官僚・芸能人など多くの人々が行いました。その時、『私は部落差別をする意図はまったくありません』『閉鎖的で劣悪な状況を分かりやすく説明するために使用した』と弁明しました。しかし、よく考えれば『閉鎖的で劣悪な状況』をくどくどと説明するよりも『特殊部落』『土農工商〇〇』という端的な言葉で表現することで多くの人々がそのような状況を理解出ると言うことは社会意識としての部落差別意識が空気を吸うように存在していることの証明です。ですから言った本人の意思とは関係なく社会意識として存在している部落差別意識を再生産する差別発言なのです。

先に述べたインターネット上の差別では犯人を特定することは非常に困難であり多くが判明できないのが現状です。犯人を特定できない以上、どのような意図で地名や写真を流したかも判断できません。東近江市の見解に従えばこのようなインターネット上の行為も単に地名や写真という客観的事実を流しただけであり差別ではないことになります。

また、土地問い合わせ差別事件を起こした不動産業者も宅地建物取引業法に基づいて同和地区かどうかを調べるだけで差別する意思は無いと言っています。同様に戸籍謄本等を不正入手し興信所に横流しした行政書士たちも差別するつもりはなかったと言っています。

身元調査を行った興信所や調査会社も差別するつもりはない本籍地や生育地を調べただけ判断するのは調査を依頼した依頼主の問題であると言います。東近江市行政の見解によれば、これらはすべて差別事件ではなくなってしまうことになります。

今日、国土交通省は通達で同和地区であるかどうか調べたり教えることは重大な人権侵害であること。法務省は戸籍の不正入手を刑事罰の対象とし依頼した興信所等も共犯容疑として刑事罰の対象になりうることなどを盛り込んだ戸籍法の改正を行いました。

このように本人の意思とは別に行った行為そのものが社会意識として存在する部落差別意識を再生産することが問題なのです。

〔5〕 個人の病気や置かれている社会状況で差別でない判断すること。

東近江市行政は問い合わせをおこなった男性が病気であるから。生活保護受給者で母親も特別養護老人ホームへ入所しており一人暮らしだから正常な判断ができずにこのような問い合わせを行ったということを対策会議で主張しました。

このことは、病気の人は判断能力がないから差別事件をおこしてしまうという決め付けをしてしまっていることです。このような決め付けは、差別事件が生み出されてきた社会的背景や差別を生み出す社会システムを分析する取り組みや差別撤廃に向けた取り組みをも放棄することになります。

このような姿勢を『本人がかわいそうだから』『本人が謝ったから』として差別事件の終結だけを目的化した『事件解決主義』そのものと言わなければなりません。

〔6〕 部落解放同盟との協働の取り組みを拒否する行政姿勢

今回の差別事件発生後、愛荘町行政は東近江市行政に報告しました。しかし、東近江市行政は運動・行政・教育・解放県民センター〔当時〕の4者で合意した『差別事件の取り扱い』を無視し対策会議で協議もしないままに問い合わせをした本人に対する事実確認を8月17日、22日、23日、28日と行いながら愛荘町への報告も行いませんでした。

『差別事件の取り扱い』は差別事件の取り組みを一方の当事者だけの想いだけで進めて社会性のない取り組みにならないよう運動・行政・教育・解放県民センターの4者で合意し今日まで県内で発生した差別事件はこの取り扱いをもとに進めてきました。

このような差別事件に取り組む基本的な方向を無視して東近江市行政単独で集中して事実確認を行ったこと。さらに、このような事実を愛荘町行政や部落解放同盟県連に第1回対策会議を開催するまで報告しなかったことには別の意図があるとしか考えられません。しかも、本人が書いたとされる反省文書も第2回対策会議で参加者からの指摘によって初めて公表するということから明らかです。

また、対策会議でこの差別事件の取り組みを関係機関・団体が協議するまでに東近江市行政は県行政に出向いて今回の事件は差別事件でないことを報告したとの情報も確認されています。

つまり、今回の事件は差別事件ではないと言う東近江市行政の結論が先にあり後から差別事件ではないと言う理由を付け加えたと言うほかありません。

なぜこのような行為を東近江市行政は行ったのかと言えば、部落解放同盟とは連携して取り組まないと言う姿勢だからです。

東近江市の合併前の八日市行政は同和行政の推進に当たって地元の同和事業推進協議会〔現在の隣保館運営協議会〕と連携をとりながら進めてきました。地対財特法失効後、地元では自治体ぐるみの部落解放同盟組織から一人一人の自主的な意志による部落解放同盟組織への転換と市協議会の設立が進められてきました。

本来ならば市協と隣保館運営協議会は対立する必然性はありませんが、旧八日市市行政では差別事件も含めて隣保館運営協議会が行うと言う異例の状況が続いていました。

そのような状況の中で部落解放同盟として東近江市協議会を結成し正常な同和行政に戻すことを要求する中で東近江市行政は隣保館運営協議会を楯にとって部落解放同盟との協議そのものを拒否している現状です。

そのためにも、今回の差別事件を差別事件として認めることは部落解放同盟との協議を認めることに繋がるため差別事件として認めることが出来ない訳です。

さらに、第2回対策会議でそれぞれの見解を表明しそれを教材に学習会を開催することが確認され、東近江市も参加することに合意しました。その一方で東近江行政は既に議員や人権教育推進協議会などを対象に講師を招いて『今回の同和地区問い合わせは差別事件ではない』という東近江市行政の見解だけをもとにした研修会を行っていることが地元の新聞報道などから明らかになりました。

そして第2回対策会議で合意した今回の真相報告集会に参加すると言う意思表示を行いませんでした。

このように、差別の現実から深く学びその解決を行政の責務として捉えるのではなく、極めて政治的判断で差別を差別でないと言主張し部落問題の解決に背を向ける東近江市行政の姿勢こそ差別行政と言わざるを得ません。

〔今後の取り組み〕

〔1〕差別事件の背景にある差別を生み出す社会システムの改革を

今回の差別事件については発言者本人からの聞き取りが不十分な部分もあるが『部落は怖い』という差別意識が根強く存在していることを本人の聞き取りの中で証明しています。また、従来の住民研修の効果が充分かどうかを検証していかなければなりません。発言者自身も過去に住民研修に参加しているが差別意識を解消することにまではいたりませんでした。

同時に今回の事件の特徴は、問い合わせ電話をかけた男性が病気で生活保護受給中。また母親は特別養護老人ホームに入所しており男性が一人暮らしをしているという状況です。社会から阻害され社会的孤立の状況に置かれていたのではないかと考えられます。また、

差別問い合わせをおこなった時がお盆であり地域では兄弟親戚が里帰りしてにぎやかな雰囲気にも包まれている時期でもあります。発言者自身に取ってみればより一層孤独感・疎外感が身にしみる時期でもあったことが想像できます。

このような社会からの孤独感・疎外感や社会的不満のはけ口としてインターネットでの差別書き込みや差別落書き、差別投書・はがき、差別電話事件が発生しています。

本来ならば共に連帯し現状を改革する方向に向かわなければならないにもかかわらずお互いが非難し対立し差別する構造を生み出しています。

私たちの糾弾闘争はこのような現実を分析し孤立や疎外を生み出す社会システムを改革することです。そのために行政は、企業は、宗教者は、労働組合は、市民は、そして部落解放同盟はなにをすべきかを考え協働した取り組みを進めていくことが求められています。

〔2〕東近江市行政の同和行政・人権行政確立に向けて

今回の差別事件で明らかになったように東近江市行政は部落差別の現実から深く学びその解決に向けた行政責務を果たそうとはしていません。

部落解放同盟とは一線を画することを目的化した政治的な対応でしかありません。

同和行政の原点である『同和对策審議会答申』でも述べているように同和地区住民の自発的意思に基づく運動との緊密な連携を保つことによってこそより効果的な行政が推進できること。今日的な言葉で言えば当事者団体との連携をすることは人権問題に取り組む大原則です。

このような原則すら守ろうとしない行政姿勢こそ差別行政そのものであり決して許すことは出来ません。

今後、県内の部落解放・人権確立を願う各階各層の人々の力を結集して東近江市行政に同和行政・人権行政を確立させるために闘い抜くことを表明します。

〔最後に〕

部落解放同盟は全国水平社創立以来様々な取り組みを進めてきました。とりわけ戦後の部落解放運動は同和对策審議会答申から同和对策事業特別措置法の制定。それに基づく環境改善事業の全面的な展開が全国各地で進められてきました。

その結果、部落解放同盟は環境改善事業同盟の組織に変質していった部分があることも事実です。また、差別事件をきっかけに差別事件の当事者から金品を脅し取るというエセ同和行為を行う『事件屋を生み出した』事実も否定できません。

しかし、部落解放同盟の存在意義とは何かと問いかけたとき部落差別をなくすための運動をする組織と言う答えしかありません。

部落差別をなくすために差別事件と闘うことのできない部落解放同盟は部落解放同盟ではないといえます。

部落解放同盟は県内の部落解放・人権確立を願う各階各層の人々とともに社会性のある

差別糾弾闘争を展開し人権確立の社会の実現を図りたいと考えています。

そのためにも、今回の電話による同和地区差別問い合わせ事件の解決までどのような困難があろうと完全解決に向けて全力で闘うことを表明します。